

Kochi

Keikyo

11 | 2023
November

Vol.500



01 トップインタビュー

「人が集い、行ってみたくなる空港」

高知空港ビル株式会社 代表取締役社長 岩城 孝章氏

03 高知労働局長から要請／第7回・第8回女性委員会を開催

04 青年経営者部会

05 労務管理者協議会

07 高知労働局の受託事業

08 最近の労働判例から

10 機関誌「高知経協」500号を発行／秋の叙勲

11 経協だより

12 公開セミナーのご案内



■ 御社をご紹介します。

当社は昭和 56 年 4 月に、高知県・南国市・地元経済界・航空会社等の出資により高知空港ターミナルビルの運営会社として設立しました。

運営業務としましては、

- ① 空港ビル用施設・器具の整備
および貸室業



- ② 食堂・喫茶店および娯楽施設の
経営



- ③ 旅行用品・土産物品・その他
の物品等の販売



(ビッグサン)



(I C H I B A)

このような業務が主体となっています。

■ 岩城社長がお考えの事業方針についてお聞かせください。

高知県から 51.6% もの出資を受けて管理・運営を担っている当ビルですので、高知県の玄関として、また公共交通機関の要の場所として、『お客さまの満足と感動につながる空港づくり』『地域と連携し地域の発展に貢献する存在感のある空港づくり』『3つのワン（買いたい物は何でもある No.1 の品揃え、空港ビルでしか買えない物がある only 1 店舗への取り組み、話題の商品をいち早く販売する fast 1）の創造によるお客さまに選ばれる店づくり』に取り組み、お客さまへの心からのおもてなしに努め“高知に来てよかった”と思っていただけるように、これからも社員一丸となり取り組みをしていきたいと考えています。

■ 事業方針に取り組むうえで、課題となる点がありましたら、どのように対応していくことが必要とお考えかお聞かせください。

現在、当ビルの利用者数はコロナ前とほぼ同程度まで回復しつつあります。そして、コロナの影響で一時中断していた高知県の国際線ターミナル整備計画が、このタ

■ 今回は、『人が集い、行ってみたいくなる空港を目指し、地域の活性化をリードする組織に進化』を経営ビジョンに掲げている、高知空港ビル株式会社の岩城社長にお話を伺いました。

代表取締役社長
岩城 孝章氏

イメージで進むと予想され、さらなる利用客増加に対応していく体制が求められています。

この課題は、当社のみの課題としてではなく、県下の観光業界・公共交通の整備にもつながる大きな課題であり、高知県の玄関を担う当社としても、高知県や地元経済界からの様々な意見を参考にした取り組みの検討が必要と考えています。

従業員への思いについて、お聞かせください。

当社を働く場所として選んでいただいた従業員には、明るく風通しの良い職場環境で長く健康に働くことができ、生活を守ることのできる会社でなければならないと思い、ワークライフバランス（各種福利厚生制度や年次有給休暇の取得）にも取り組んでいます。

当社の従業員は「人が集い、行ってみたくなる空港」という経営ビジョンの達成に向け、お客さまが快適な時間を過ごせるよう明るく元気な接客や様々な工夫を自発的に考えて行動してくれているように感じています。



従業員の人材育成について、お聞かせください。

当社では、若手従業員の育成を目的とし、法令順守や接客等様々な研修への参加を促進しており、高知経協が行っている研修でもお世話になっています。

PRしておきたいことがありましたら、お聞かせください。

平成 27 年 4 月に、男女が共に働きやすく仕事と家庭の両立の推進など子育てしやすい職場づくりに取り組んでいる企業として、高知県から次世代育成支援企業認証をいただきました。

また、従業員が心身ともに健康で働き続けることができる職場づくりに取り組み「高知家」健康企業宣言を行っています。

最後に、岩城社長のご趣味をお教えてください。

趣味といえるものかどうかはわかりませんが、家庭栽培に魅力を感じ、時間さえあれば土いじりに汗を流しています。

また、気象予報士の資格を持っているからか、なにげなく空を眺めている時間が好きです。

自然と触れ合うのが好きなのでしょうね。



本日はお忙しいところありがとうございました。

■高知空港ビル株式会社

○代表取締役 岩城 孝章（いわき たかあき）

昭和 27 年 11 月 生まれ

昭和 53 年 3 月 早稲田大学卒業

昭和 53 年 8 月 高知県庁入庁

平成 24 年 1 月 高知県副知事に選任

令和 3 年 3 月 高知県副知事退任

令和 3 年 6 月 高知空港ビル株式会社

代表取締役社長に就任

令和 5 年 春 瑞宝中綬章 受章

○所 在／〒 783-0096 南国市久枝乙 58 番地

TEL: 088-864-1525 / FAX: 088-864-0112

○事業紹介／空港ビル用施設・整備・器具の賃貸ならびに航空旅客、貨物に対する
役務・利用設備の提供
食堂・喫茶店の経営
土産物品その他の物品等販売

○従業員数／47 名

○資本金／6 億円

○設立／昭和 56 年 4 月

高知労働局長から森下会長に要請がありました

令和5年10月25日 高知労働局中村局長より当協会森下会長に、「長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する」要請がありました。

中村局長から、昨年度の長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導において、県内112事業場で違法な時間外労働が認められ、そのうち34事業では月80時間を超える時間外・休日労働が行われていた、これまで猶予されていた建設事業、自動車運転手の業務、医師等に時間外労働の上限規制が令和6年4月1日から適用されることなどの説明があり、働き方改革に関する以下の周知啓発について協力要請があらためてありましたので、取り組みにご協力をお願いします。



長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書（骨子）

- 1 働き方の見直しに向けた取組を進めるためには、長時間労働を前提とした労働慣行から脱却を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための取組等を積極的に行っていただくこと。
- 2 時間外労働の上限規制が適用猶予されている事業・業務については、その適用に向けて、時間外労働の一層の削減に努めるなど、準備を着実に進めていただくこと。

また、物流事業者や建設事業者以外の事業者においても、荷主となる場合には、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないよう努めること、建設工事の発注者となる場合には、適正な工期設定となるよう考慮すること。

- 3 令和5年4月1日からの、中小企業における月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引上げへの対応を含め、時間外労働に対する割増賃金を適正に支払っていただくこと。
- 4 自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を行うこと。

また、中小企業等の賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう取り組んでいただくこと。

第7回・第8回女性委員会（Acquaクラブ）を開催

Acquaクラブでは第7回委員会を7月27日（木）、第8回委員会を9月6日（水）にそれぞれ開催した。参加者はオンライン参加を含む20名。

委員会では、会員企業へのアンケート調査についての確認、高知県から女性活躍推進啓発事業の一環として来年2月に開催するシンポジウムについて連携の依頼があり、Acquaクラブとして協力し参加していくことが了承された。



9月例会を開催

9月19日(火)9月例会を開催した。参加者27名。

今回は、部会員企業である土佐酸素株式会社(代表取締役社長 野村卓弘氏)の高知水素ステーション(高知市相生町)を視察させていただいた。



野村社長

同社は昭和18年に創業し、本年度創立80周年を迎えた。産業ガス・医療用ガス・家庭へのLPGガスの供給、半導体産業の分野へのガス提供やハイテク産業のメンテナンス事業など、さまざまな分野での事業を展開している。

本年4月に高知初となる水素ステーションを開設(徳

島3箇所・香川1箇所)。もともと水素に携わっていたこともあり、国・高知県が策定した脱酸素宣言に則り、2050年のカーボンニュートラル社会の実現を目標としている。

例会ではFCV(燃料電池車)「MIRAI」の水素充填作業の見学や試乗体験なども行われ、大変貴重な機会となった。現在、水素充填は予約制(土佐酸素HPより)となっているが、FCV市場の活性化に伴い通常営業へと切り替えるとのことである。高知での水素自動車の普及率はまだそれほど高くないが、法人では車の購入に対して補助金の利用も可能となっており、今後の活用が期待される。



第48回 経協青年部会全国大会 in 埼玉に参加

10月12日(木)・13日(金)、埼玉県大宮市に於いて、第48回 経協青年部会全国大会 in 埼玉が開催され、高知から総勢18名が参加した。



埼玉 内藤 岳 部会長

記念講演では、埼玉県出身の実業家 渋沢栄一氏の玄孫である渋澤 健氏(シブサワ・アンド・カンパニー(株)代表取締役兼コモンズ投信(株)取締役会長)に「日本の未来を拓く 渋沢栄一の発“創”力」と題して、言葉葉を大事にする渋沢栄一氏の有名な「論語と算盤」や折れない心をつくる

教え、子供の頃から備わっていた目利きの才覚などについて興味深い内容でご講演いただいた。

引き続き行われた懇親会では、4年ぶりにコロナ前と同じ制限のない内容で催され、各経協の皆さんと交流ができる有意義な機会となった。



渋澤 健氏

来年の11月14日(木)・15日(金)開催の高知大会についてPRが行われ、各大会実行委員長の「みんなあで高知に来てくれるかえっ〜?」との呼びかけに対して参加者から「行くきー!!」と応えていただいた。



2日目はゴルフと観光に別れて参加した。名門の霞ヶ関カンツリー倶楽部でのプレーを楽しんだ。観光では渋沢栄一の生家「中ん家」などのゆかりの地やラグビー施設の「さくらオーバルフォート」などを視察し、他経協の皆さんと交流を深めた。





Report

01 9月例会を開催



当協議会は9月22日に高知会館において、稲垣法律事務所 弁護士 稲垣健吾氏を招き判例研究会を開催した。参加者10名。判例事案は、

- 部活動指導や語学研修準備等を含む過重な業務による高校教員の適応障害発症に、校長の安全配慮義務違反が認められた例：「大阪府事件」
- パワハラを放置したことから、会社の安全配慮義務違反が認められた例：「東海交通機械事件」

※【安全配慮義務違反・損害賠償請求の判断について】

- ①症状や病名、病状等の原因となった事実等を確定。
 - ②使用者は、上記①で確定した症状等、事実を予見しえ、症状等や事実の発生防止のためにできることがあった。＝安全配慮義務あり
 - ③使用者は、安全配慮義務があったのに、適切な対策をしなかった。＝安全配慮義務違反あり
 - ④労働者の症状等と使用者の安全配慮義務違反との間の相当因果関係の判断
 - ⑤損害の判断
- 労働組合のウェブサイト掲載の記事が会社の名誉・信用を毀損するとして、その削除を求めた仮処分申し立てが却下された例：「オハラ樹脂工業事件」

※【一般的な名誉・信用毀損事件において】

①それが事実の摘示による場合には、その表現行為が公共の利害に関わり、その目的がもたら公益を図ることにあった場合、摘示事実が真実であることの証明があれば違法性がなく、仮に真実である証明がないときも、行為者の真実と信ずる相当の理由があれば故意または過失が否定され、との判断枠組みが採用され、②それが事実を基礎とした意見ないし論評の表現による場合には、その行為が公共の利害に関する事実にかかり、かつ、その目的がもたら公益を図ることにあった場合、上記意見ないし論評の前提事実の重要な部分につき真実であることの証明があったときは、



人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評の域を逸脱したものでない限り違法性がなく、真実であることの証明がないときも真実に信ずる相当の理由があれば、その故意・過失が否定される、との判断枠組みが採用されている。

このように、三つの判例について解説いただいた。

Report

02 10月例会/能力開発研究会 合同国内企業視察を開催

当協議会は10月20日～21日に、広島県のジャパンマリンユナイテッド株式会社呉事業所（呉市：常務執行役員呉事業所長／田中信也氏）の視察を実施。参加者は10名。



当日あいにく曇り空（小雨）であったにもかかわらず、管理部人事グループ長 清水是次氏および管理部総務グループ 勢戸数幸氏両名が当一行を快く迎え入れてくださり、最初に当事業所の歩みについて説明があった後、造船現場の視察に出発。「当事業所の規模は小さい」との説明を受けていたものの、自衛艦船の修理にも携わっており、視察できない場所を除き造船製造工程等の解説を受けながらの視察であったが約1時間を要する広さであった。また、当事業所では“戦艦大和”製造を隠した大屋根（集合写真）が現在も工場の屋根として残っていることは驚きであった。その後、人事労務面の対応面について質疑応答の時間を構えていただき有意義な企業視察となった。

企業視察後に「大和ミュージアム」、翌日は「広島平和記念公園・資料館」および「宮島・厳島神社」を観光し、けがなどもなく無事に終えることができた。



大和ミュージアム



厳島神社

「今後の自動車業界の展望について」



高知トヨタ自動車株式会社
取締役総務部長

小松 伸 滋 氏

こんにちは！高知トヨタ自動車の小松伸滋と申します。今期より労務管理者協議会で皆さまにお世話になることとなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、私の自己紹介をさせていただきます。この記事が掲載されるのが11月とお伺いしておりますので、掲載月で還暦を迎えることとなります。長きにわたり大きな怪我や大病も思わずに過ごしてこられたことに感謝をしているところです。最近、愛飲のハイボールの量も身体のために控えつつ、趣味の釣りやゴルフを人並みに嗜むことで、程よく息抜きしながらこれからも健康でいられるように精進していこうと思っています。

私は、自社に入社し約40年自動車業界に携わってまいりました。今思うとなかなかの感慨深さです。自動車が好きで自動車整備士を目指してこの業界に入り、いろいろな車両（乗用車・タクシー・商用車・緊急車両・特殊車両等ほとんどの車両）を整備させていただき、今では大変貴重な経験をさせてもらったと感謝しています。その後は、サービス工場長・サービス受付・店長職・部門責任者等、各部門を経て今期の6月より総務部に着任いたしました。車の知識は、それなりに蓄えておりますので皆さまの中で何か自動車の事でご質問がありましたら遠慮なくお問い合わせください。

それでは、本題へと入っていきます。現在“自動車業界は、100年に一度の大改革”といえる変革期に突入しています。当たり前のようにガソリンや軽油を使用し走行していた原動機付き自動車から化石燃料を使わず電気や水素を主体としたモーター駆動で走行するCO₂排出ゼロの自動車が世の中を席捲しはじめたことで、業界の常識が覆つつあります。各自動車メーカーも地球温暖化防止に向けてEV自動車へのシフトを表明しており、次世代エネルギーを模索し環境に配慮した自動車の開発に取り組むことになっていくと思います。運行走行においても自動運転がレベル4

まで進展しており、今後近未来には完全自動運転で高速道路を走行してくれる車両が発売されることでしょう。

振り返ってみると私が入社した昭和の時代から半世紀もたたないうちに安全面・環境面に貢献するような技術は急速に発展してきましたが、反面技術革新により軍事産業にも用いられ多くの犠牲者が出ていることも、しっかりと受け止めなければなりません。人類の平和のための新技術だけであってほしいものです。

現実に戻しましょう。現在自動車業界は、さきほど触れたように日進月歩の勢いで新技術開発が行われて、現場に投入されています。問題はその後です。自動車はより快適に運転できるようになってきましたが一方では、車両販売後のアフターサービスを支えていく自動車整備士の不足が徐々に露呈しだしているのです。過去には、機械いじりが講じて自動車整備士を目指した若人が多数いたわけなのですが（私もその一人です）、近年は自動車整備士を志してくれるような若人が急激に減少しています。自動車整備士を目指してくれなくなった要因は、「コンピューター制御で車両自体のカスタマイズができなくなった」とか「個性（魅力）のある自動車が減少した」とかいろいろとありますが、このような状態が続くと保有台数に対して自動車整備士の数不足に陥ってしまいます。その挙げ句には、整備難民のような方々が増加することが予測されます。例を挙げると現在車検整備は、1日か2日あればユーザーのもとに整備完了で戻るのですが、今後は、「車検整備を依頼したのに1週間から10日もかかった」など、今まで以上に整備に時間を要するようになるかもしれません。都会のように交通機関が発達していない高知県での移動手段の足として自動車は欠かせないのが現状です。

当社では、多くの学校を回り「自動車関連の仕事の魅力」を伝えることで、一人でも多くの学生や自動車専門学校からの外国人留学生が自動車整備に興味をもち整備士を将来の職として選んでもらえるよう積極的に取り組んでいます。個々の企業努力だけでは、少子化が進んでいる中で人材を確保することが厳しい現状です。

今後は官民一体となり、より具体的な対策を講じて、この問題を解決するべく足並みを揃えた取り組みを実践していきたいものです。

高知労働局の受託事業

「第1回就職相談会」を開催

当協会では、高知労働局から受託している「こうち就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを活用した支援事業」として、高知県内の就職氷河期世代の方々の就職を促進するため、10月24日イオンモール高知において、就職相談会を開催した。

ハローワーク高知、ジョブカフェこうち、高知家の女性しごと応援室、若者サポートステーション、高知県福祉人材センター、高知市無料職業紹介所の各支援機関にご参加いただき、ブースを設置、相談会を開催した。

相談者は全体で26名。当協会としてはイオンモー

ル高知では初めての開催となり、買い物客などが相談ブースに訪れた。

次回は来年2月に開催を予定しているが、より多くの求職者の方々に周知をしていきたい。



女性活躍推進セミナー

「アンコンシャス・バイアスからの脱却!」セミナーを開催



平野講師

10月31日高知会館において、講師にオフィスCキャリア代表 平野智佐氏をお招きし、セミナーを開催した。参加12名。セミナーではグループワークを交えながら解説していただき、

各グループとも活発な意見交換で盛り上がった。

アンコンシャス・バイアスとは、自分自身では気づいていない「無意識の思い込み」「偏ったものの見方」のことである。

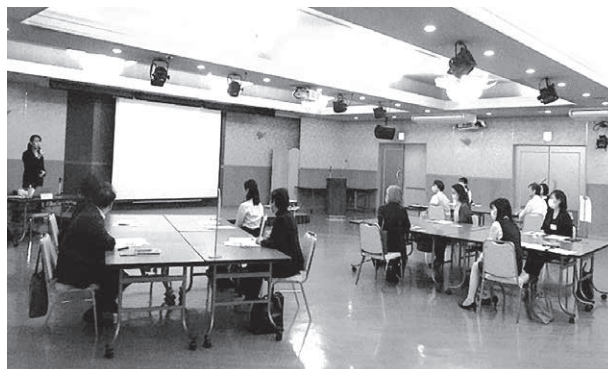
なぜ人は無意識な思い込みをしてしまうのか、誰でも自己防衛力があり、問題なのは自分のアンコンシャス・バイアスに気づかないこと。自分の思い込みに気づき、周りにどんな影響を与えているのか自覚することで、コミュニケーションが大きく変化する。

相手に無意識の「決めつけ」や「押しつけ」は、意図がなくても相手にダメージ(痛み)を与える。

相手のメッセージに目を向け、相手からのフィードバックと向き合うことが何よりも大切である。

また、日本は女性管理者(リーダー)の割合はいまだに低い状況である。女性はコミュニケーション能力が高く、部下の現状把握やケアができるなど、共感型のリーダーシップが得意である。リーダーシップに男女差はほとんどなく、男女差がなくなると会社も活性化するのではないか。社内でのロールモデル化は重要であるなど解説をしていただいた。

参加者からは経営層にもぜひ聞いてもらいたいセミナーであったなど好評価であった。





割増賃金のうち、どの部分が時間外労働等に対する対価に 当たるかが明確に判別できないとされた例

熊本総合運輸事件

最高裁第二小法廷（令和5年3月10日判決）

■ 事案

本件は、被上告人においてトラック運転手として勤務していた上告人が被上告人に対し、新給与体系への変更が不利益変更に該当し無効であること、新給与体系において宿泊手当・残業手当・深夜割増手当・休日割増手当・調整手当を基礎賃金に含めて割増賃金の算定を行うべきこと等を主張し、割増賃金等の請求を行った事案の上告審である。

新給与体系において、残業手当、深夜割増手当及び休日割増手当（以下「本件時間外手当」）の額は、基本給、基本歩合給、勤続手当等（以下「基本給等」）を通常の労働時間の賃金として、労働基準法37条等に定められた方法により算定した額であり、調整手当の額は、調整手当から成る割増賃金（以下「本件割増賃金」）の総額から本件時間外手当の額を差し引いた額であった。本件割増賃金の総額は、旧給与体系と同様の方法により業務内容等に応じて決定される月ごとの賃金総額から基本給等の合計額を差し引いたものであった。

■ 判示事項

- 1 使用者が労働者に対して労働基準法37条の割増賃金を支払ったものといえるためには、通常の労働時間の賃金に当たる部分と同条の割増賃金に当たる部分とを判別することができる必要がある。
- 2
 - (1) 新給与体系における本件時間外手当と調整手当の区別については、本件割増賃金の内訳として計算上区別された数額に、それぞれ名称が付されている以上の意味を見いだすことができない。そうすると、本件時間外手当の支払いにより労働基準法37条の割増賃金が支払われたものといえるか否かを検討するに当たって、本件割増賃金が、全体として時間外労働等に対する対価として支払われているか否かを問題とすべきである。
 - (2) 新給与体系は、その実質において、時間外労働等の有無やその多寡と直接関係なく決定される賃金総額を超えて労働基準

法37条の割増賃金が生じないようにすべく、旧給与体系における通常の労働時間の賃金（基本歩合給）の一部を、名目のみを本件割増賃金に置き換えた賃金体系である。

そうすると、本件割増賃金は、通常の労働時間の賃金として支払われるべき部分を相当程度含んでいるものと解さざるを得ない。

- (3) そして、本件割増賃金のうちどの部分が時間外労働等に対する対価に当たるかが明確になっているといった事情もうかがわれない以上、本件割増賃金につき、通常の労働時間の賃金に当たる部分と労働基準法37条の割増賃金に当たる部分とを判別することはできないから、本件割増賃金の支払いにより、同条の割増賃金が支払われたものということとはできない。



【経団連労働判例速報第2516号より】



年次有給休暇の時季変更権の行使が 恒常的な要員不足状態でなされたことから、 使用者の債務不履行責任が認められた例

東海旅客鉄道事件
東京地裁（令和5年3月27日判決）

■ 事案

- 1 本件は、被告のC1・C2運輸所（以下「本件運輸所」）において新幹線の乗務員として勤務していた原告らが、被告に対し、年次有給休暇（以下「年休」）の申請に対する時季変更権の行使により年休を取得できず、精神的苦痛を被ったとして、労働契約の債務不履行に基づく損害賠償（慰謝料の支払）を求めて提訴した事案である。
- 2 なお、本件運輸所においては、年休を取得しようとする場合、前月20日までに各運輸所に備え付けられている年次有給休暇申込簿（以下「年休申込簿」）に所定事項を記載して届け出る方式で申請を行っていた。

これに対し、被告は、前月25日に当月分の乗務員の勤務割を指定した表（以下「勤務指定表」）、勤務日の5日前に乗務員の確定した勤務内容を記載した表（以下「日別勤務指定表」）をそれぞれ発表し、これらの表で行路等が記載されていた場合は、被告が時季変更

権を行使したことを、「年休」と記載されていたときは、時季変更権を行使しないことを意味していた。

■ 判示事項

- 1 使用者が恒常的な要員不足状態に陥っており、常時、代替要員の確保が困難な状況にある場合は、たとえ労働者が年休を取得することにより事業の運営に支障が生じるとしても、それは労基法39条5項ただし書にいう「事業の正常な運営を妨げる場合」に当たらず、そのような使用者による時季変更権の行使は許されないものと解するのが相当である。

そうすると、使用者である被告は、労働者である原告らとの関係でも、労働契約に付随する義務（債務）として、年休の時季指定をした乗務員に対して時季変更権を行使するに当たり、恒常的な要員不足の状態にあり、常時、代替要員の確保が困難である場合には、そのまま時季変更権を行使することを控える義務（債務）を負ってい

るものと解するのが相当である。

- 2 原告らには、いずれも年20日の年休権を付与され、その有効期間は2年間とされていたところ、被告が年20日の年休を取得できるように適正な要員を確保するという観点から基準人員を算出し、乗務員を配置していたほか、乗務員が年休を取得しやすくする対応を行っていたことから、恒常的に要員不足の状態にあったか否かは、各年度において原告らが平均20日の年休を取得できる程度の要員が本件運輸所に確保・配置されていたか否かといった観点から検討するのが相当である。

しかるところ、原告らの請求期間である平成27～28年度において、本件運輸所は恒常的な要員不足の状態に陥っていたものと認めざるを得ず、被告は恒常的な要員不足の状態のまま時季変更権を行使していたものといえるから、過失により上記の労働契約上の義務（債務）を怠ったものと認めるのが相当である。



【経団連労働判例速報第2517号より】

機関誌「高知経協」500号を発行

Published the 500th issue of the journal "Kochi Keikyo"

会員の皆様に2カ月に一度お送りしている機関誌「高知経協」が、昭和22年4月25日創刊以来、この11月で500号を迎えました。

これもひとえに会員企業の皆様の支えがあつてのことと厚く御礼申し上げます。

記念すべき第1号は、高知県経営者協会の前身である「高知県事業主連盟」の月報（ガリ版刷り2ページ）として発行されました。内容は、「縣下主要会社工場三月給与状況」のみでしたが、他社の給与の情報は賃上げ交渉での貴重な資料となっていました。諸事情により、途中5年ほど休刊となった時期もありましたが、内容や形態を変えながら発行を続けてまいりました。

高知県経営者協会は、3年後の令和8年には創立80周年を迎えます。機関誌も600号、700号と続き、次号の発行を楽しみにしてもらえるように内容の充実を図っていきたく存じます。

今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

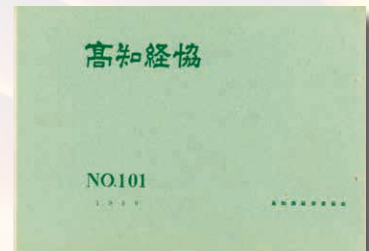
職員一同



昭和22年4月25日発行「月報」第1号



昭和34年3月30日発行「月報」第100号



昭和34年7月20日発行「高知経協」第101号



昭和46年5月30日発行「高知経協」第200号



平成2年1月1日発行「高知経協」第300号



平成18年11月30日発行「高知経協」第400号



令和5年9月15日発行「高知経協」第499号

秋の叙勲

～栄えある受章おめでとうございます～

旭日双光章（納税功劳）

角 裕 和 氏

株式会社角コーポレーション 取締役会長 / 一般社団法人高知県法人会連合会 顧問（元会長）

2023年 8 月 ▶ 9 月

会議・セミナー等		3 日	労働委員会
9 月 6 日	(経) 第 8 回 Acqua クラブ	8 日	高知地域産業保健センター運営協議会
		1 7 日	労働委員会
青年経営者部会		2 1 日	子育て支援パスポートアプリ普及促進事業 プロポーザル審査会
8 月 2 2 日	青年経営者部会 8 月例会	2 2 日	ワークライフバランス推進部会
9 月 1 9 日	青年経営者部会 9 月例会		高知子育て女性等の就職支援協議会
2 0 日	全国大会実行委員会	2 8 日	高知県航空利用促進協議会総会
労務管理者協議会		3 0 日	高知地方最低賃金審議会
8 月 2 5 日	労務管理者協議会 8 月例会	3 1 日	連続テレビ小説を活かした博覧会推進協 議会
9 月 2 2 日	労務管理者協議会 9 月例会	9 月 4 日	高知市男女共同参画推進委員会
こうち就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム活用支援事業		7 日	労働委員会
8 月 2 4 日	コーチング基本スキル習得セミナー	8 日	自衛隊協力団体事務局長会議
一体的実施事業		2 0 日	こども教育サポート賞選考委員会
9 月 1 2 日	子育て世代応援 就職面接・相談会	2 1 日	内外情勢調査会支部懇談会
会議等出席			労働委員会
8月1日～15日	高知地方最低賃金審議会・専門部会	2 2 日	労働委員会
2 日	労働委員会	2 8 日	高知市男女共同参画推進委員会
			高知県共同募金配分委員会

編集後記

機関誌「高知経協」は、今回第500号発行を迎えました。私が経営者協会に入局した当時は今の機関誌よりも一回り小さく、もちろん白黒でイラストもなく、手書きの文字も使っていました。時を経て今の形になり、歴史を感じています。

この記念すべき号のトップインタ

ビューに高知県の玄関を担う高知空港ビル株式会社にお話を伺いました。今後国際線ターミナルの整備計画が再開され、利用客が増加し、益々活気のある空港となり高知県経済の活性化につながるよう期待されています。

また、青年経営者部会は来年 11

月に高知で全国大会を開催することとなり、実行委員会を立ち上げ、大会を成功すべく準備に取りかかっています。10月には埼玉での全国大会において、土佐弁での高知大会のPRが行われました。

私も大会の成功を見届けたいと思っています…… (和)

Seminar

01 職長教育研修（2日間コース）安全衛生法に基づく

- 日 時／2024年1月17日(水)・18日(木) 9:00～17:00
- 場 所／高知県立地域職業訓練センター
- 講 師／前田 郁男 RSTトレーナー
- 定 員／20名(最小開催人数6名) ■締切日 1/5
- 参加費／16,000円

Seminar

02 フォローアップ研修 若手社員のビジネスマナー再チェック

- 日 時／2024年2月13日(火) 9:30～17:00
- 場 所／高知県立地域職業訓練センター
- 講 師／キャリアコンサルタント 谷脇 敦美
- 定 員／30名(最小開催人数8名) ■締切日 1/31
- 参加費／経協会員7,000円 会員外12,000円

Seminar

03 新入社員合同研修会 新社会人の集い

- 日 時／2024年3月27日(水) 9:00～17:00
- 場 所／高知城ホール
- 講 師／金山 久里子 五藤 大作 坂本 力
- 定 員／先着100名(最小開催人数50名) ■締切日 3/8
- 参加費／経協会員7,000円 会員外12,000円

問い合わせ先 高知県経営者協会 TEL088-872-5181〈担当：山岡・永野〉

高知県経営者協会 行 (FAX 088-823-6444)

申込研修名

会社名 /

(業種)

所在地 /

TEL

申込担当者 / 役職

氏名

① 参加者氏名

所属

年齢

②

●参加費の納入方法 1 現金 ・ 2 銀行振込 ●請求書 (要・否) 振込用紙 (要・否)

全国47都道府県の求人・人材支援

企業と人材を結ぶエキスパート

産業雇用安定センターは、国及び経済・産業団体の協力により設立された人材の出向・移籍（再就職）の専門機関です。

産業雇用安定センターは厚生労働省、経済・産業団体や連合などとの緊密な連携のもとに、全国ネットワークで「失業なき労働移動」の課題に取り組み、設立以来約25万人の就職を実現している公的機関です。雇用保険料を財源としているため、ご紹介にかかるサービスは無料です。

6つの
取り組み

「働くと雇用」をサポート

1 離職する従業員の方の再就職をサポート

無料

事業縮小など様々な事情により、離職を余儀なくされる従業員の方に、在職中から再就職活動をサポート



マンガ
再就職支援

2 人材を確保したい企業をサポート

無料

人手不足や事業拡大に伴い人材確保が必要な企業様から、期待する能力や経験など、ご要望をお伺いした上で人材をご紹介

3 「キャリア人材バンク」で高齢者の再就職をサポート

無料

在職者や離職後1年以内の方（60歳以上）で、もっと働きたい方の再就職をサポート。キャリアチェンジ・新しい働き方など様々なセカンドキャリアをご提案



マンガ
キャリア人材バンク

4 雇用を維持するための在籍型出向をサポート

無料

一時的に雇用過剰となった場合に、社員の雇用を守るため、在籍しながら外部の会社などに出向することをサポート

5 社員の人材育成やキャリアアップの出向をサポート

無料

社員の人材育成や他の企業との交流を目的とする出向、社員の自発的なキャリアアップを希望する出向をサポート

6 研修やセミナーで社員のスキルアップをサポート（有料）

質の高いセミナーをリーズナブルな価格でご提案
新入社員研修やコミュニケーション、コンプライアンス研修など、オーダーメイドで対応

 公益財団法人 産業雇用安定センター 高知事務所

〒780-0822 高知市はりまや町 1-5-1 デンテツ・ターミナルビル 5 階

TEL 088-861-3011 FAX 088-861-3013

